

学校感染症による出席停止について

下記の疾病に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止期間中は、主治医の指示に従い静養してください。

なお、疾病に罹患した場合は、必ず、学校へご連絡をお願いいたします。

第1種

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 出席停止

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第2種

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱、	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	

※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

第3種

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ その他の感染症とは、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、带状疱疹、手足口病など。学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、必要があるときに限り緊急的に措置をとることができる。

「〇〇した後△日と経過するまで」とした場合、
「〇〇」という現象がみられた日の翌日を第1日目として算定する。

例)「解熱した後2日を経過するまで」の場合

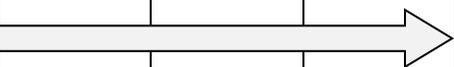
月曜日 解熱	}	この間に発熱がない場合
火曜日 解熱 1日目		
水曜日 解熱 2日目		
木曜日 登校可能		

※ ただし、第2種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

【 インフルエンザの出席停止期間について 】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

※「発症」とは発熱を目安とします。

	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
例1	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	発症後5 日以内な ので登校 不可	発症後5 日以内な ので登校 不可	登校 可能	登校
例2	発熱		解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	発症後5 日以内な ので登校 不可	登校 可能	登校
例3	発熱				解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登校 可能

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力は、しばらくの間残っています。また、インフルエンザでは、一旦、熱が下がっても再び発熱することがあります。(二峰性発熱)

そのため、出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控え、インフルエンザの蔓延防止にご協力ください。